

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（<u>第十九条の三</u> <u>第二十三条の二</u>）</p> <p>第二款 計算（<u>第二十四条</u> <u>第三十二条の二</u>）</p> <p>第三款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 子会社等（<u>第五十六条</u> <u>第五十八条の四</u>）</p> <p>第五章（第九章）（略）</p> <p>第十章 削除</p> <p>第十一章 株主</p> <p>第一節 保険主要株主（<u>第一百五十五条</u> <u>第一百零一条の二</u>）</p> <p>第二節 保険持株会社（<u>第一百零一条の三</u> <u>第一百零一条の十三</u>）</p> <p>第三節 雑則（<u>第一百零一条の十四</u> <u>第一百零一条の十五</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関（<u>第二十条</u> <u>第二十三条</u>）</p> <p>第二款 計算（<u>第二十四条</u> <u>第三十二条</u>）</p> <p>第三款（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第四章 子会社等（<u>第五十六条</u> <u>第五十八条</u>）</p> <p>第五章（第九章）（同上）</p> <p>第十章 削除</p> <p>第十一章 保険持株会社（<u>第一百零一条の三</u> <u>第一百零一条の十五</u>）</p>

第三編 保険募集（略）

附則

（定義）

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第一条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）

第一条の二 法第二条第十三項に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭

第三編 保険募集（同上）

附則

（定義）

第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「発行済株式の総数等」、「株式等」、「子会社」、「持株会社」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、発行済株式の総数等、株式等、子会社、持株会社、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

（新設）

和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。
〔第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件とする。〕

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、法第一百七条第八項、法第二百七十七条第二項、法第二百七十一条の三第二項、法第二百七十一条の四第五項、法第二百七十一条の五第四項及び第二百七十一条の三十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第七項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第三項、第二百五条第三項、第二百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下次項、第一条の二の四から第一条の二の六、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十一章において同じ。）とする。

一 証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第百六条第一項第五号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分
二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限

（会社が所有する株式等に含めない株式等）

第一条の二 法第二条第十四項（法第一百七条第八項、第四十八条の二第二項、第五十六条第七項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第三項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項、第二百十条の七第九項及び第二百十条の十四第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社が所有する株式等に含めないものとされる内閣府令で定める株式等は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第百六条第一項第五号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができるとき）及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）とする。

責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分）有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号及び第十四条第三項第四号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずるものとして金融庁長官の承認を受けた株式又は持分

2 法第二十一条第十五項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人

2 法第十四条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法

に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3| 保険会社は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした保険会社が議権を行使し、又はその行使について指図を行うことができなものであるかどうかを審査するものとする。

（法人に準ずるもの）

第一條の四 法第一條の二第一項第一号に規定する法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとする。

（計算書類等に係る連結の方法等）

第一條の五 法第一條の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めることにより連結して計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）

律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

昭和五十一年大蔵省令第二十八号（第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。）

- 2) 法第二条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該保険会社の特定議決権（法第二条第十一項に規定する議決権から商法第二百十一条ノ二第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を除いたものをいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）の数に、その連結する会社等（同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）について、次の各号に掲げるその区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該保険会社の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率（その保有する一の保険会社の特定議決権の数を当該保険会社の総株主の特定議決権の数で除して得た数をいう。第一条の七において同じ。）を当該保険会社の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。
- 一 当該会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）（その保有する当該保険会社の特定議決権の数
 - 二 当該会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。）（当該関連会社の純資産のうち当該会社に帰属する部分の当該純資産に対する割合を当該関連会社の保有する当該保険会社の特定議決権の数に乗じて得た数

（密接な関係を有する会社等）

第一条の六 法第二条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

(新設)

一 当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

二 他の会社等が当該会社等に係る議決権の過半数を保有している場合における当該他の会社等

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

(新設)

一 保険持株会社の主要株主基準値以上の議決権の保有者(法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第一号から第六号までに掲げる者を除く。)(その保有する当該保険持株会社の議決権の数を当該保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。)(が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者)当該各号に掲げる者及び前号に掲げ

る者を除く。)(それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団(同項第三号に規定する会社等集団をいう。)(に属する会社等、当該者の合算議決権数)(同項第五号に規定する合算議決権数をいう。)(を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者)(同項第六号に規定する共同保有者をいう。次号及び第二百八条において同じ。)(が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

三 保険会社の議決権の保有者である会社(財務諸表等規則第八条第八項に規定する財務諸表提出会社に限る。)((法第二条の二第一項第六号に掲げる者を除く。)(のうち、当該会社、その共同保有者及び財務諸表等規則第八条第六項第三号に規定する認められる者又は当該会社及び当該認められる者の保有する当該保険会社の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率が百分の二十である会社)(第一条の二に規定する要件に該当する場合に限る。)(当該特定議決権比率を当該保険会社の総株主の議決権の数に乗じて得た数

(免許申請書の添付書類)

(免許申請書の添付書類)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面(相互会社の場合にあっては、社員になることとする者の名簿)

八 (略)

九 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等(法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の三第五号において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書類

イ～ホ (略)

十 (略)

2・3 (略)

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第十条の二 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十年法律第百八十号)に基づき日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～六 (略)

七 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその所有する株式の数を記載した書面(相互会社の場合にあっては、社員になることとする者の名簿)

八 (略)

九 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等(法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の二第五号において同じ。)を有する場合には、次に掲げる書類

イ～ホ (略)

十 (略)

2・3 (略)

(新設)

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3) 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 届出者の名称

二 届出年月日

(免許の審査)

第十条の三 内閣総理大臣は、法第三条第一項の免許の審査に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 五 (略)

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)

第十四条 令第二條の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(免許の審査)

第十条の二 (略)

一 五 (略)

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者)

第十四条 令第二條の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

2 令第1条の3第3項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(令第1条の3第2項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。)を含む。))が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(削る)

一〇三 (略)

2 令第1条の2第3項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(令第1条の2第2項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。)を含む。))が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

3| 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。))に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。))に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に

3| (略)

(保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項本文(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号(特定取引勘定(第五十三条の六の二第二項に規定する特定取引及び特定取引の対象となる財産を、その他の取引及び財産と区分して経理するために設けた特別の勘定をいう。以下同じ。)(を設けた保険会社(以下「特定取引勘定設置会社」という。))にあつては、別紙様式第三号の二)により作成しなければならない。

(保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式)

ついで指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4| (略)

(保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号(特定取引勘定(第五十三条の六の二第二項に規定する特定取引及び特定取引の対象となる財産を、その他の取引及び財産と区分して経理するために設けた特別の勘定をいう。以下同じ。))を設けた保険会社(以下「特定取引勘定設置会社」という。))にあつては、別紙様式第三号の二)により作成しなければならない。

(保険業を営む株式会社の貸借対照表等の様式)

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）（第四、第五、第一及び第二に準じて、並びに同法第二百八十三条第四項本文（計算書類の公告）の規定により公告する貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）（第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。）

（株主総会における参考書類等の様式）

第十七条 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二第一項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付）に規定する株主総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

2 （略）

（資本の減少の認可の申請等）

第十九条 （略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

第十六条 保険業を営む株式会社にあつては、商法第二百八十一条第一項（計算書類及びその附属明細書の作成）に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）（第四、第五、第一及び第二に準じて、並びに同法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）の規定により公告する貸借対照表の要旨は、別紙様式第三号（特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）（第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。）

（株主総会における参考書類等の様式）

第十七条 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第二十一条の二（株主総会の招集通知への参考書類の添付）に規定する株主総会の招集の通知に添付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

2 （略）

（資本の減少の認可の申請等）

第十九条 （略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 申請保険会社の資本の額が、当該資本減少後において、令第二
条の二に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率
的に遂行するに足りる額であること。

三 (略)

(電磁的記録の規定の準用)

第十九条の三 第二十二條の三の規定は、法第二十一條第一項におい
て商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第二十二條
第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三
十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第四十一條及び第四十
九條において商法第二百四十四條第四項(法第二十六條第四項及び
第七十三條第三項(法第七十六條第五項において準用する場合を含
む。))において準用する商法第百八十條第三項において準用する場
合並びに法第百八十三條第一項において準用する商法第四百三十條
第二項において準用する場合を含む。))において準用する同法第三
十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十一條第二項にお
いて商法第二百六十條ノ四第四項(法第五十九條第一項において準
用する商法特例法第十八條の三第二項において準用する場合を含む
。))において準用する商法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する
場合、法第五十二條第三項(法第百八十三條第一項において準用す
る場合を含む。))において商法第二百二十三條第二項において準用
する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合、法第五十九
條第一項において商法第二百八十一條第二項において準用する同法

二 申請保険会社の資本の額が、当該資本減少後において、令第二
条に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に
遂行するに足りる額であること。

三 (略)

(新設)

第三十三条ノ二第一項の規定を準用する場合、法第六十一条第二項において商法第三百十七條第二項及び第三百三十九條第四項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合並びに法第百八十三條第一項において商法第四百十九條第二項において準用する同法第三十三條ノ二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(署名に代わる措置)

第十九條の四 法第二十一条第一項において準用する商法第三十三條ノ二第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第一条第一項の電子署名をいう。)とする。

2| 前項の規定は、法第二十四条第四項において商法第百六十六條第三項において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第二十三条第四項(法第七十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第三項、第六十条第四項及び第九十二条の二第二項において商法第百七十五条第八項(法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第三十三條ノ二第二項の規定を準用する場合、法第四十一条及び第四十九條において商法第二百四十四条第四項(法第二十六条第四項及び第七十三條第三項(法第七十六条第五項において準用する場合を含む。)(において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三條第一項

(新設)

において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。) において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合、法第五十一条第二項において商法第二百六十条ノ四第四項(法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条の第三第二項において準用する場合を含む。) において準用する商法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(承諾手続の際に示すべき電磁的方法の種類及び内容)

第十九条の五 令第四条の二第一項(令第四条の四、第五条の四第二項、第五条の六、第十条の二第六項及び第十二条の二において準用する場合を含む。)、第四条の六第一項(令第五条の二第二項及び第九項、第五条の十第一項及び第三項、第九条の二第一項並びに第十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四条の七第一項(令第四条の十一、第五条の二第一項、第三項、第八項、第十項及び第十三項、第五条の四第一項、第五条の八第二項、第五条の十第二項及び第五項、第九条の二第二項、第十条の二第三項、第十六条の二、第十七条の四第二項並びに第十八条の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第四条の八第一項(令第五条の二第四項及び第七項、第五条の十第四項、第九条の二第三項並びに第十条の二第一項において準用する場合を含む。)、第四条の九第一項(令第五条の二第五項及び第十一項、第九条の二第四項並びに

(新設)

第十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四条の十第一項（令第五条の二第六項及び第十二項、第九条の二第五項並びに第十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四条の十二第一項（令第五条の八第一項及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）、第五条の三第一項（令第十八条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五条の九第一項により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二十二條の二第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（承諾手続の際に示すべき電磁的記録の種類及び内容）

第十九条の六 令第四条の三第一項（令第四条の五、第五条の五、第五条の七、第十条の三及び第十二条の三において準用する場合を含む。）、（一）により示すべき電磁的記録の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二十二條の三に規定する物のうち作成者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法の規定の準用）

第十九条の七 第三十六條の三の規定は、法第二十六條第四項及び第七十三條第三項において商法第百八十條第三項において準用する同

（新設）

（新設）

法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合、法第四十一条、第四十四条第四項（法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百八十三条第一項において商法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合並びに法第四十一条及び第四十九條において商法第二百三十九条ノ三第七項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項）法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百三十九条第七項第二号の規定を準用する場合について準用する。

2| 第三十六条の三の規定は、法第四十一条、第四十九条及び第百六条第八項において商法第二百四十四条第六項（法第二十六条第四項及び第七十三条第三項）法第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第百八十条第三項において準用する場合並びに法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十三条第三項第一号の規定を準用する場合並びに法第五十二条第三項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第三項第二号の規定を準用する場合について準用する。

3| 第三十六条の三の規定は、法第五十一条第二項及び第百六条第八項において商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法特例法第十八条の三第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項第二号の規定を準

用する場合について準用する。

4| 第三十六条の三の規定は、法第五十二条第三項（法第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第二百六十三条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

5| 第三十六条の三の規定は、法第五十九条第一項において法第十三条の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合、法第五十九条第一項において商法特例法第十五条において準用する商法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合並びに法第百六条第八項及び第百八十三条第一項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第三号の規定を準用する場合について準用する。

6| 第三十六条の三の規定は、法第五十九条第一項において商法特例法第七条第一項第一号の規定を準用する場合について準用する。

7| 第三十六条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第六項第二号の規定を準用する場合について準用する。

（創立総会における参考書類等の様式）

第十九条の八 法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第二項及び第二百三十九条ノ三第二項（株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2| 法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項にお

（新設）

いて準用する同法第二百三十九条ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項）

第十九条の九 法第二十七条第二項第七号（法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項又は商法特例法第十六条第三項に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）のうち当該装置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

（電磁的方法の規定の準用）

第十九条の十 第二十二條の二の規定は、法第三十二条第二項及び第百七十三條の七第四項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合並びに法第六十一条第二項において商法第三百十八条

（新設）

（新設）

第一項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(社員総会における参考書類等の様式)

第二十条 法第四十一条において準用する商法第二百三十九条第二項及び第二百三十九条ノ三第二項並びに商法特例法第二十一条の二第一項(株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等)に規定する社員総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

2 法第四十一条において準用する商法第二百三十九条ノ二第四項及び商法特例法第二十一条の三第二項(議決権を行使するための書面)に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

(総代会における参考書類等の様式)

第二十二条 法第四十八条第一項に規定する総代会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第八号により作成しなければならない。

2| 法第四十九条において準用する商法第二百三十九条ノ二第四項(議決権を行使するための書面)に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

(社員総会における参考書類等の様式)

第二十条 法第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二(株主総会の招集通知への参考書類の添付)に規定する社員総会の招集の通知に添付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

2 法第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の三第二項(議決権を行使するための書面)に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号により作成しなければならない。

(総代会における参考書類の様式)

第二十二条 法第四十八条に規定する総代会の招集の通知に添付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第八号により作成しなければならない。
(新設)

（電磁的方法）

第二十二條の二 法第四十八條第二項に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 次条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2) 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

（電磁的記録）

第二十二條の三 法第五十二條第一項（法第八十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準する方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを指す。

（電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法の規定の準用）

第二十三條の二 第三十六條の四の規定は、法第五十二條第三項（法

（新設）

（新設）

（新設）

第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において商法第百六十三条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

2| 第三十六条の四の規定は、法第五十九条第一項において商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合、法第五十九条第一項において商法特例法第十五条において準用する商法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合並びに法第百六条第八項及び第百八十三条第一項において商法第四百二十条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項第四号の規定を準用する場合について準用する。

(相互会社の監査報告書等の様式)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項本文(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二)により作成しなければならない。

(相互会社の貸借対照表等の様式)

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項(計算書類及びその附属明細書の作成)の相互会社の貸借

(相互会社の監査報告書等の様式)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項(公告すべき貸借対照表等の要旨)に規定する相互会社が公告しなければならぬ貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第十一号(特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二)により作成しなければならない。

(相互会社の貸借対照表等の様式)

第三十二条 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項(計算書類及びその附属明細書の作成)の相互会社の貸借

対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて、法第百八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号第四及び第二に準じて、法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第四項本文（計算書類の公告）及び法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する相互会社が公告しなければならない貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法）

第三十二条の二 法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第五項に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十一条の二第一項第一号に掲げる方法のうち、相互会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆

対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十二号の二）第四、第五、第一及び第二に準じて、法第百八十三条第一項において準用する商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告の義務）及び第四百二十条第一項（計算書類等の監査等）の相互会社の貸借対照表及び附属明細書は、それぞれ別紙様式第十二号第四及び第二に準じて、法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十三条第三項（計算書類の公告）及び法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項（清算に関する相互会社が公告しなければならない貸借対照表の要旨は、別紙様式第十一号）（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第十一号の二）第一の貸借対照表の要旨に準じて作成しなければならない。

（新設）

送信装置を使用するものとする。

2| 前項の規定は、法第百八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百八十三条第五項の規定を準用する場合について準用する。

3| 第一項の規定は、法第五十九条第一項において商法特例法第十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的記録に記録された情報を表示する方法)

第三十六条の三 法第六十九条の二第三項第三号(法第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第五百五十六条の二第二項、第六百六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第七百七十三条の三第二項及び第七百七十三条の四第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

第三十六条の四 法第六十九条の二第三項第四号(法第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第五百五十六条の二第二項、第六百六十五条の二第二項、第六百六十六条第六項、第七百七十三条の三第二項及び第七百七十三条の四第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、第二十二条の二第一項各号に掲げるものうち、相互会社が定めるものとする。

(新設)

(新設)

(株式会社から相互会社への組織変更に係る公告事項)

第三十六条の五 法第七十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(保険契約者総会における参考書類等の様式)

第三十八条の二 法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百三十九条ノ二第二項及び第百三十九条ノ三第二項(株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等)に規定する保険契約者総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第六号に準じて作成しなければならない。

2| 法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百三十九条ノ二第四項(議決権を行使するための書面)に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

(保険契約者総会における参考書類等の様式)

第四十条の二 法第七十六条第五項において準用する法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百三十九条ノ二第二項及び第百三十九条ノ三第二項(株主総会の招集の通知に際しての参考書類の交付等)に規定する保険契約者総会の招集の通知に際して交付しなければならない議決権の行使

(株式会社から相互会社への組織変更に係る公告事項)

第三十六条の三 法第七十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(新設)

(新設)

について参考となるべき事項を記載した書類は、別紙様式第八号に準じて作成しなければならない。

2) 法第七十六条第五項において準用する法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ二第四項（議決権を行使するための書面）に規定する議決権を行使するための書面は、別紙様式第七号に準じて作成しなければならない。

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第四十一条の四 法第八十六条第五項第五号、第九十二条の七第一項第四号及び第九十二条の九第一項第三号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～三 （略）

（資産の運用方法の制限）

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～六 （略）

六の二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（定義）に規定する匿名組合契約に係る出資

（一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却に関する事項）

第四十一条の四 法第八十六条第五項第五号、第九十二条の七第四号及び第九十二条の九第一項第三号に規定する売却に関し内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる売却の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～三 （略）

（資産の運用方法の制限）

第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～六 （略）

六の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条（組合契約）に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（定義）に規定する匿名組合契約に係る出資

七十三 (略)

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額(その他有価証券(財務諸表等規則第八條第二十一項に規定するものをいう。以下同じ。)(にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八條の三第二項及び第四十八條の五第二項において同じ。))に百分の三十を乗じて計算した額

二 五 (略)

三 五 (略)

(当該同一人と特殊の関係にある者)

第四十八條の二 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該内閣府令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条、次条及び第四

七十三 (略)

(法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条 (略)

2 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額(その他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。))第八條第二十一項に規定するものをいう。以下同じ。)(にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八條の三第二項及び第四十八條の五第二項において同じ。))に百分の三十を乗じて計算した額

二 五 (略)

三 五 (略)

(当該同一人と特殊の関係にある者)

第四十八條の二 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該内閣府令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条、次条及び第四

十八条の五において「同一人自身」という。）が当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社ではない場合の次の各号に掲げる者（当該保険会社、当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社を除く。）とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 八（略）

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社（第三項において「合算会社」という。）及び二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える

十八条の五において「同一人自身」という。）が当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社ではない場合の次の各号に掲げる者（当該保険会社、当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社を除く。）とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 八（略）

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの

ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社（第三項において「合算会社」という。）及び二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超

る議決権を保有する会社（以下この条において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 法第二十条第十五項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

3 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 (略)

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（八に掲げるものを除く。）
総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（同号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（以下この条及

える数又は額の株式等を所有する会社（以下この条において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 法第二十条第十四項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

3 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 (略)

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（同号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証（以下この条及び第四十八条の五において「

び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの（二に掲げるものを除く。）

総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ハ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額）

ニ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額）

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（八に掲げるものを除く）

ロ 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ク 同一人に対する運用に係るもの（二に掲げるものを除く。）

積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じ

貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

（新設）

（新設）

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

て計算した額)

八 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの、積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの、積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

3 (略)

(当該保険会社と特殊の関係のある者)

第四十八条の四 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等(令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。)
- 二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。)

(法第九十七条の二第三項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の五 (略)

2 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるところによ

(新設)

(新設)

3 (略)

(当該保険会社と特殊の関係のある者)

第四十八条の四 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険会社の子法人等(令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。)
- 二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章において同じ。)

(法第九十七条の二第三項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の五 (略)

2 法第九十七条の二第三項に規定する内閣府令で定めるところによ

り計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 同一人自身に対する合算資産運用総額（第三号に掲げるものを除く。） 当該保険会社の総資産の額及び当該子会社等の自己資本の額を合算した額（以下この項において「合算総資産等の額」という。）に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

二 同一人に対する合算資産運用総額（第四号に掲げるものを除く。） 合算総資産等の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

三 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する合算資産運用総額 合算総資産等の額に百分の六を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額）

四 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する合算資産運用総額 合算総資産等の額に百分の六を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額）

3 (略)

り計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 同一人自身に対する合算資産運用総額 当該保険会社の総資産の額及び当該子会社等の自己資本の額を合算した額（以下この項において「合算総資産等の額」という。）に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

二 同一人に対する合算資産運用総額 合算総資産等の額に百分の十を乗じて計算した額（貸付金等にあつては、合算総資産等の額に百分の三を乗じて計算した額）

(新設)

(新設)

3 (略)

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三條の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者(法第八條第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。)に該当する金融機関(令第二條の三第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。)の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三條の六及び第二百一十一條第一項第二号において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(証券専門会社の業務等)

第五十六條 (略)

2 法第百六條第一項第十号及び第百七條第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二條第十四項(定義)に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一(五) (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三條の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者(法第八條第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。)に該当する金融機関(令第二條の二第四項各号に掲げる金融機関をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。)の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。第五十三條の六及び第二百一十一條第一項第二号において同じ。)又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(証券専門会社の業務等)

第五十六條 (略)

2 法第百六條第一項第十一号及び第百七條第七項第二号に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二條第十四項(定義)に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一(五) (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険

会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外

会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十一号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十一号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得

国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第百六条第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第百六条第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 (略)

二 法第百六条第一項第九号から第十号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十五号から第四十号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三・四 (略)

7 法第~~二~~条第十五項の規定は、第四項に規定する議決権について準

た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第百六条第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第百六条第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 (略)

二 法第百六条第一項第九号から第十一号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十五号から第四十号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

三・四 (略)

7 法第~~二~~条第十四項の規定は、第四項に規定する株式等について準

用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売)プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。(若しくは保守を行う業務を含む。)

十七～二十六 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五の三 (略)

五の四 保険会社からの委託を受けて証券取引法施行令第十八条第

一項各号に掲げる者(役員又は使用人として所屬している者に限る。)(が行う証券取引法第六十五条の二第十一項に規定する特定

証券業務を支援する業務

六～二十一 (略)

二十二 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記

用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

十七～二十六 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五の三 (略)

(新設)

六～二十一 (略)

二十二 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物(以下この号において「証券等」という。

号その他の符号)以下この号及び次号において「証券等」という。()をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

二十二の二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

二十三 (略)

二十四 機械類その他の物品又は物件(以下この号において「リース物品等」という。)を使用させる業務(次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)

イ リース物品等を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ

()をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

(新設)

二十三 (略)

二十四 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品(以下この号において「リース物品」という。)を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができ

きる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十五 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十六(三十九) (略)

四十 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条(中小企業等投資事業有限責任組合契約)第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第十八号、第二十号及び第二十一号に該当するものを除く。)

四十一・四十二 (略)

る旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十五 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法(明治十九年法律第八十九号)第六百六十七條に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十六(三十九) (略)

四十 民法第六百六十七條に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条(中小企業等投資事業有限責任組合契約)第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(第十八号、第二十号及び第二十一号に該当するものを除く。)

四十一・四十二 (略)

3～5 (略)

6 法第百六条第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

8 法第百六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十四号までに掲げる業務

二 第二項第四十一号に掲げる業務(第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第二項第四十二号に掲げる業務(第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五十七条 法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

3～5 (略)

6 法第百六条第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

7 法第百六条第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

(新設)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五十七条 法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
 - 三 保険会社又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
 - 四 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の轉換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）
 - 五 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割
 - 六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
 - 七 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得
- 2 (略)
- (子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)
- 第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない

- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
 - 三 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百一十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得
- 2 (略)
- (子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)
- 第五十八条 (略)

い。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第五十八条の三において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二～五（略）

3・4（略）

5 法第二十五条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（法第七十七条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五十八条の三において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二～五（略）

3・4（略）

5 法第二十五条第十四項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該保険会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行つたものであつて、当該株式又は持分の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）
- 四 保険会社又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
- 五 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）
- 六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割
- 七 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更
- 八 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

- 一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該保険会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行つたものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）
- 四 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）
- 五 保険会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百一十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

九 第五十六条第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行うおとすときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分の所有

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第五十八条の三 保険会社は、法第七十二条第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二十一条第十五項の規定は、第一項第三号に規定する議決権につ

六 第五十六条第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行うおとすときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

七 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第五十八条の三 保険会社は、法第七十二条第二項ただし書の規定による基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二十一条第十四項の規定は、第一項第三号に規定する株式等につ

いて準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の四 (略)

2・3 (略)

(業務報告書)

第五十九条 (略)

2 法第一百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社(次条及び第五十九条の三において「子会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等(令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。)

二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。)

3~5 (略)

第五十九条の三 法第一百一十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社及びその子会社等(法第一百一十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

いて準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第五十八条の四 (略)

2・3 (略)

(業務報告書)

第五十九条 (略)

2 法第一百十条第二項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社(次条及び第五十九条の三において「子会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

一 当該保険会社の子法人等(令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。)

二 当該保険会社の関連法人等(令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)

3~5 (略)

第五十九条の三 法第一百一十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社及びその子会社等(法第一百一十一条第二項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 保険会社及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ (略)

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第六十五条 法第十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第九

ロ 保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 保険会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合

(7) 保険会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合

二 (略)

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ～ハ (略)

ニ 保険会社及びその子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ (略)

2 (略)

(価格変動準備金対象資産)

第六十五条 法第十五条第一項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産、法第九

十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

一・二 (略)

三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産(ただし、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除くことができる。)

四・五 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 生命保険会社の保険契約であつて、責任準備金(第六十九条第一項第三号の危険準備金を除く。)の額が給付金の支払時において、当該支払いのために必要な金額を下回つた場合に、当該下回つた金額について主として保険契約者が負担することとされているもの

三 第八十三条第一号ロ及び二に掲げる保険契約

(削除)

十九条第一項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する財産は含まないものとする。

一・二 (略)

三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産(ただし、財務諸表規則第八条第二十項に規定するものは除くことができる。)

四・五 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十四条第三項(適格退職年金契約等の意義)に規定する適格退職年金契約又は厚生年金基金契約であつて、特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、責任準備金の金額が変動する保険契約

三 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二百二十八条第三項(基金の業務)又は同法第百三十七条の十五第四項(連合会の業務)の規定により締結された保険契約であつて、特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、責任準備金の金額が変動するもの

四 その他前三号に準ずる保険契約

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十条第五項(基金の業務)及び第百三十条の二第一項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロ 厚生年金保険法第百五十九条第六項(連合会の業務)及び第百五十九条の二第一項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金連合会を保険契約者とする保険契約

ハ 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第三項及び第五項(基金の業務)の規定に基づき国民年金基金を保険契約者とする保険契約

ニ・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百三十条第四項(基金の業務)及び第百三十条の二第一項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者とする保険契約

ロ 厚生年金保険法第百五十九条第五項(連合会の業務)及び第百五十九条の二第一項(年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)の規定に基づき厚生年金基金連合会を保険契約者とする保険契約

ハ 国民年金法第百二十八条第三項及び第五項(基金の業務)の規定に基づき国民年金基金を保険契約者とする保険契約

ニ・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第百二十七条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険業を営む株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二・三 (略)

四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百一十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

四の二 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五・六 (略)

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二各号に掲げる事由により、国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

七の四・七の五 (略)

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超

一 保険業を営む株式会社が転換社債又は新株引受権付社債を発行しようとする場合

二・三 (略)

四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百一十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

四の二 その子会社の株式等を取得し、又は所有しようとする場合

五・六 (略)

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二各号に掲げる事由により、国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有した場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった場合

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなった場合

七の四・七の五 (略)

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超

えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなった場合

八十三（略）

十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合

十五十七（略）

2 法第二十条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の六までに規定する議決権について準用する。

3 保険会社は、法第二百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の二に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一五（略）

4（略）

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社等、保険会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一六（略）

6 第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険

えて株式会社等を所有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなった場合

八十三（略）

十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合

十五十七（略）

2 法第二十条第十四項の規定は、前項第七号から第七号の六までに規定する株式又は株式会社等について準用する。

3 保険会社は、法第二百二十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の二に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一五（略）

4（略）

5 第一項第十九号に規定する不祥事件とは、保険会社等、保険会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一六（略）

6 第一項第十九号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険

会社を知った日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、その他有価証券評価差額金(財務諸表等規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)、並びに法第百十三条第一項前段及び商法第二百八十六条ノ三から第二百八十七条まで(試験研究費及び開発費、新株発行費用、社債発行費用並びに社債差額の繰延べ)(法第五十九条第一項、第七十七条第四項及び第九十二条の二第六項において準用する場合を含む。)(の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二 一七 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)(は、法第百四十二条(法第二百十一条において準用する場合を含む。)(の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない

会社を知った日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる資本、基金、準備金等)

第八十六条 法第百三十条第一号に規定する資本、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本の部の合計額から利益又は剰余金の処分として支出する金額(相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、その他有価証券評価差額金(財務諸表規則第六十八条の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。)、並びに法第百十三条第一項前段及び商法第二百八十六条ノ三から第二百八十七条まで(試験研究費及び開発費、新株発行費用、社債発行費用並びに社債差額の繰延べ)(法第五十九条第一項、第七十七条第四項及び第九十二条の二第六項において準用する場合を含む。)(の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二 一七 (略)

2 (略)

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)(は、法第百四十二条(法第二百十一条において準用する場合を含む。)(の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない

い。

一〇十 (略)

十一 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第十五項の規定は、第一項十一号に規定する議決権について準用する。

(合併の認可の申請)

第二百五条 保険会社は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 商法第四百八条第五項又は第六項(合併契約書の承認)の場合にあつては、同法第四百十六條第四項(合併に関する準用規定)において準用する同法第三百五十條第一項(株式譲渡制限の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四〇二十 (略)

二十一 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算

い。

一〇十 (略)

十一 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 (略)

2 (略)

3 法第二条第十四項の規定は、第一項十一号に規定する株式等について準用する。

(合併の認可の申請)

第二百五条 保険会社は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 商法第四百八条第四項又は第五項(合併契約書の承認)の場合にあつては、同法第四百十六條第四項(合併に関する準用規定)において準用する同法第三百五十條第一項(株式譲渡制限の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四〇二十 (略)

二十一 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算

してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 (略)

2 (略)

3 法第~~二~~条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

(分割の認可の申請)

第百五条の六 保険会社は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 商法第三百七十四条ノ十七第六項又は第七項(分割契約書の承認)の場合にあつては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項(分割に関する準用規定)において準用する同法第三百五十条第一項(株式譲渡制限の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四 二十一 (略)

二十二 当該分割により保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十三 (略)

2 (略)

してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 (略)

2 (略)

3 法第~~二~~条第十四項の規定は、第一項第二十一号に規定する株式等について準用する。

(分割の認可の申請)

第百五条の六 保険会社は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 十二 (略)

十三 商法第三百七十四条ノ十七第五項又は第六項(分割契約書の承認)の場合にあつては、同法第三百七十四条ノ三十一第二項(分割に関する準用規定)において準用する同法第三百五十条第一項(株式譲渡制限の公告等)の規定による公告及び通知をしたことを証する書面

十四 二十一 (略)

二十二 当該分割により保険会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十三 (略)

2 (略)

3 法第二十一条第十五項の規定は、第一項第二十二号に規定する議決権について準用する。

4 (略)

(電磁的記録による決算書類の提出)

第一百七十二条の二 法第七十六条に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする¹

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 届出者の名称

二 届出年月日

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)

第一百八十八条 法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類

3 法第二十一条第十四項の規定は、第一項第二十二号に規定する株式等について準用する。

4 (略)

(新設)

(外国保険業者の提出する免許申請書の添付書類)

第一百八十八条 法第七十七条第三項に規定する内閣府令で定める書類

は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 法第百八十五条第一項の免許を申請する外国保険業者を子会社とする者の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

六 (略)

2 (略)

3 法第~~二~~条第十五項の規定は、第一項第五号に規定する議決権について準用する。

(法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 (略)

2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの(八に掲げるものを除く)

ロ 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(同号ロに規定する貸付金及び同号二に規定する債務の保証)以下この項において「貸付金等」という。()にあつては、総資

は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 法第百八十五条第一項の免許を申請する外国保険業者を子会社とする者の商号、名称又は氏名及びその所有する株式等の数又は額を記載した書面

六 (略)

2 (略)

3 法第~~二~~条第十四項の規定は、第一項第五号に規定する株式等について準用する。

(法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百十条の三 (略)

2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(同号ロに規定する貸付金及

び同号二に規定する債務の保証(次号において「貸付金等」という。()にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した

産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの(二に掲げるものを除く。)
日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ハ 当該外国保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

ニ 当該外国保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの(八に掲げるものを除く)
ロ 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの(二に掲げるものを除く。)
積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じ

額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

(新設)

(新設)

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額

ロ 同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

て計算した額)

ハ 当該外国保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

ニ 当該外国保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額(金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

3

(略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百四十三条の二 法第九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(日本語で記載されたものに限る。)とする。

一 外国保険会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 外国保険会社等の議決権につき、保有の多い順に十以上の議決権の保有者に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 議決権の各保有者が有する議決権の数

(3) 総株主又は総出資者の議決権に占める各株主又は各出資者

(新設)

(新設)

3

(略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百四十三条の二 法第九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(日本語で記載されたものに限る。)とする。

一 外国保険会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 外国保険会社等の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 株式等の各保有者が有する株式等の数又は額

(3) 発行済株式等の総数等に占める株式等の各保有者が有する

が有する議決権の割合

二〇四 (略)

2〇4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第五百十三条 法第九十九条において準用する法第十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 外国生命保険会社等の保険契約であつて、責任準備金(第六十
九条第一項第三号の危険準備金を除く。)の額が給付金の支払時
において、当該支払いのために必要な金額を下回つた場合に、当
該下回つた金額について主として保険契約者が負担することとな
れているもの

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 法第九十九条第九号に規定する内閣府令で定める場合
は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

六の二 特定取引勘定届出外国保険会社等において、特定取引とし
て経理しようとする取引の種類その他次項各号に定める書類に係
る事項を変更し(軽微な変更を除く。)しようとする場合

六の三七 (略)

株式等の割合

二〇四 (略)

2〇4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第五百十三条 法第九十九条において準用する法第十八条第一項
に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げる
ものとする。

一 (略)

二 その他前号に準ずる保険契約

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 法第九十九条第九号に規定する内閣府令で定める場合
は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

六の二 特定取引勘定届出外国保険会社等において、特定取引とし
て経理しようとする取引の種類その他次項各号に定める書類に係
る事項を変更ししようとする場合

六の三七 (略)

25 (略)

第十一章 株主

第一節 保険主要株主

(保険議決権保有届出書の提出等)

第二百五条 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の二により当該届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2) 法第二百七十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)
- 二 保険議決権大量保有者(法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。)
- 三 となったことを知った日から五日を経過した日又は保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日のいずれか早い日

二 当該保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人(法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号において同じ。)- 三 ある場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 四 保険議決権大量保有者となった日から一月を経過した日

25 (略)

(新設)

(新設)

第二百五条 削除

三 当該保険議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 保険議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日又は保険議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日のいずれか早い日

(国等が保有する議決権とみなされる議決権)

第二百六条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める議決権の保有について、令第三十七条五の法人とみなす。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行 同法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等に係る株式に係る議決権、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)第四条第二項に規定する株式等の発行等に係る株式に係る議決権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)第四条第一項第一号に規定する優先株式等の発行等に係る株式に係る議決権

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第七十四條第一号に規定する協定債権回収会社 同法第七十七條第一項の規定による資産の買取りの委託に係る株式に係る議決権

三 法附則第一条の二三第一号に規定する協定銀行 法附則第一条の二の十二第一項に規定する協定に基づく資産の買取りに係る

第二百六条 削除

株式に係る議決権

(変更報告書の提出等)

第二百七条 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二により当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2) 法第二百七十一条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合(法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。)が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 法第二百七十一条の五第一項の規定による保険議決権保有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十五号の二の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2) 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、証券会社、信託会社、保険会社、投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。)、投資顧問業者(有価証

第二百七条 削除

第二百八条 削除

- 券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。()、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。()であつて前号に掲げる者以外の者
- 三 前二号に掲げる者(以下この号及び第四項において「銀行等」といふ。)を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者
- 3| 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。
- 4| 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。
- 5| 法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをする。
- 6| 法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日（法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合
当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合
当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二百七十一条の四第一項の規定による変更報告書に記載さ

れた議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合
当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の三第一項の規定による保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十五号の二の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になつて居る場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する

第二百九条 削除

者になることとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

ハ 取締役及び監査役の履歴書

ニ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該認可に係る法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この号において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び損益

の状況を知ることができる書類

リ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

又 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュウ（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュウに係るストレステスト（ネットプレゼントバリュウの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものと見て、当該ネットプレゼントバリュウとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該保険会社の業務の運営に影響を与える可能性がある

場合にあつては、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2) 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号、第三号から第五号までに掲げる書類及び次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所、営んでいる事業又は職業を記載した書類

二 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

三 当該者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

四 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3) 一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

-
- 一 理由書
 - 二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
 - イ 定款
 - ロ 取締役及び監査役の履歴書
 - ハ その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類
 - ニ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）
 - ホ 主たる事務所の位置を記載した書類
 - ヘ 業務の内容を記載した書類
 - ト 資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
 - チ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類
 - 又 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しおつとする当該保険会社の議決権の数を記載した
-

書類

川 その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該設立後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼントバリュを記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリュに係るストレステストの結果を記載した書類

五 当該設立後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針

六 その他第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4) 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る第二百七十一条の十一各号に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該保険会社の議決権を取得又は保有する目的が保険会社の業務の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該保険会社と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。

二 当該保険会社の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該保険会社の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること⁹

5| 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得
- 三 証券会社が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施
- 四 当該保険会社の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得による総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
- 五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者にならうとする者の請求による場合を除く。）
- 六 当該保険会社が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株

主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

九 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

6| 前項の規定は、令第三十七条の五の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(特定主要株主に係る認可の申請)

第二百十條 特定主要株主(法第二百七十一條の十第一項に規定する特定主要株主をいう。)は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 前条第一項第二号ハ、ニ、ヘからリまで及びル並びに同項第三号から第六号までに掲げる書類

三 その保有する当該保険会社の議決権の数を記載した書類

2| 前条第四項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一條の十一に規定する審査について準用する。

(保険主要株主と特殊の関係のある会社)

第二百十の二條 法第二百七十一條の十五第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該保険主要株主(連結基準対象会社)法第一條の二第二号に規定する連結基準対象会社をいう。第三号において同じ。)である者に限る。次号において同じ。)の子会社(第一條の二の四第

第二百十條 削除

第二百十の二條 削除

二項第一号に規定する子会社をいう。)

二 当該保険主要株主の関連会社(第一条の二の四第二項第一号に規定する関連会社をいう。)

三 当該保険主要株主(連結基準対象会社以外の者に限る。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社その他の法人

(削る)

第二節 保険持株会社

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第二百七十一条の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イハ (略)

二 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ホ 当該認可に係る法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

第十一章 保険持株会社

(新設)

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第二百七十一条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イハ (略)

二 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその所有する株式の数を記載した書面

ホ 当該認可に係る法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

へく又 (略)

三・四 (略)

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

二り (略)

三・四 (略)

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二 (略)

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定め

へく又 (略)

三・四 (略)

五 その他法第二百七十一条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその所有する株式の数を記載した書面

二り (略)

三・四 (略)

五 その他法第二百七十一条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の四に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一・二 (略)

4 法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定める

る事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得
- 三 (略)

四 当該保険会社の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得による総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該保険会社の議決権の保有者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加(当該保険会社の議決権の保有者にならうとする者の請求による場合を除く。)

六 当該保険会社が株式の消却、併合又は分割を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(保険会社を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の予備審査)

事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行
- 二 代物弁済の受領
- 三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 前項の規定は、令第三十七条の五第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(保険会社を子会社とする持株会社にならうとする場合の認可の予備審査)

第二百十條の四 保險会社を子会社とする持株会社にならうとする会社又は保險会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一條の十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第二百十條の五 法第二百七十一條の十八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社(法第二百七十一條の十八第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、同項の規定による届出(特定持株会社が保險会社を子会社とする外国の持株会社(保險会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものをいう。以下同じ。))である場合にあつては、令第三十七條の八の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。い。

一～三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第二百七十一條の十八第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第二百十條の四 保險会社を子会社とする持株会社にならうとする会社又は保險会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第二百七十一條の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第二百十條の五 法第二百七十一條の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社(法第二百七十一條の三第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、同項の規定による届出(特定持株会社が保險会社を子会社とする外国の持株会社(法第二百七十一條の十六に規定する保險会社を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。))である場合にあつては、令第三十七條の八の規定による届出(をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

3・4 (略)

5 特定持株会社は、法第二百七十一條の三第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇三（略）

（特定持株会社に係る認可の申請）

第二百十條の六 特定持株会社は、法第二百七十一條の十八第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 第二百十條の三第一項第二号八、二及びへから又まで並びに同項第三号から第五号までに掲げる書類

2 第二百十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一條の十九第一項に規定する審査について準用する。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第九号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〇十五（略）

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売）プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。（若しくは保守を行う業務を含む。）

一〇七〇二十六（略）

一〇三（略）

（特定持株会社に係る認可の申請）

第二百十條の六 特定持株会社は、法第二百七十一條の三第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 第二百十條の三第一項第二号八、二及びへから又まで並びに同項第三号から第五号までに掲げる書類

2 第二百十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一條の四に規定する審査について準用する。

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十條の七 法第二百七十一條の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〇十五（略）

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）

一〇七〇二十六（略）

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第百七十一条の二十二第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一・二 (略)

3 法第百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第二項に規定する株式会社とする。

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により取得されたとき(当該株式会社の株式が当該保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第百七十一条の二十二第一項第十号に規定す

2 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、次に掲げる要件を満たさない場合には、当該会社は、法第百七十一条の六第一項第九号に掲げる会社には該当しない。

一・二 (略)

3 法第百七十一条の六第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第二項に規定する株式会社とする。

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により取得されたとき(当該株式会社の株式が当該保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第百七十一条の六第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当する。

5 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)の株式をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第百七十一条の六第一項第十号に規定する内閣

る内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第

府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た株式の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式を処分したときは、この限りでない。

6 法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

7 法第二百七十一条の六第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十五号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

8 法第二百七十一条の六第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第二百七十一条の六第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十

五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第百七十一条の二十二第一項第九号及び第十号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四（略）

9 法第二条第十五項の規定は、第五項に規定する議決権について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一〜五（略）

2 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四（略）

3 前二項の規定は、法第二百七十一條の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。

六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第二百七十一條の六第一項第九号及び第十号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三・四（略）

9 法第二条第十四項の規定は、第五項に規定する株式について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一條の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一〜五（略）

2 法第二百七十一條の六第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜四（略）

3 前二項の規定は、法第二百七十一條の六第四項ただし書の規定による承認について準用する。

(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)

第二百十条の九 法第二百七十一条の二十二第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

(削除)

三 保険持株会社又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得(当該保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。)

一

五 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の

(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)

第二百十条の九 法第二百七十一条の六第四項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二 保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三 保険持株会社の子会社である証券会社がその業務としてする株式等の取得

四 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

(新設)

(新設)

(新設)

五 保険持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第

自己の株式又は持分の取得

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百十条の十 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。第二百十条の十四において同じ。))にあつては、営業年度終了後六月以内(に金融庁長官に提出しなければならない。)

2 法第二百七十一条の二十四第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社(次条において「子会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険持株会社の子法人等(令第一条の三第二項に規定する子法人等をいう。)
- 二 当該保険持株会社の関連法人等(令第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。)

3~5 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百十条の十 法第二百七十一条の八第一項の規定による業務報告書は、営業概況書、連結財務諸表に分けて、別紙様式第十五号の三により作成し、営業年度終了後四月以内(外国所在保険持株会社(保険会社を子会社とする外国の持株会社であつて、法第二百七十一条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。第二百十条の十四において同じ。))にあつては、営業年度終了後六月以内(に金融庁長官に提出しなければならない。)

2 法第二百七十一条の八第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社(次条において「子会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 当該保険持株会社の子法人等(令第一条の二第二項に規定する子法人等をいう。)
- 二 当該保険持株会社の関連法人等(令第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)

3~5 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ（二）（略）

二 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)（5）（略）

(6) 保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員、総出資者の議決権に占める割合

(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員、総出資者の議決権に占める割合

三（略）

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ（ハ）（略）

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んで

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の九第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ロ（二）（略）

二 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)（5）（略）

(6) 保険持株会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

三（略）

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ（ハ）（略）

ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んで

いる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する經常収益の額、經常利益又は經常損失の額及び資産の額（以下この号において「經常収益等」という。）として算出したもの）各經常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ（略）

2・3（略）

4 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

第二百十條の十の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の営業年度経過後五月以内（外国所在保険持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれ説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2・4（略）

（保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百十條の十一 法第二百七十一条の二十六の規定による営業報告

いる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する經常収益の額、經常利益又は經常損失の額及び資産の額（以下この号において「經常収益等」という。）として算出したもの）各經常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ（略）

2・3（略）

4 法第二百七十一条の九第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

第二百十條の十の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の九第一項の規定により作成した書類（外国所在保険持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「説明書類等」という。）の縦覧を、当該保険持株会社の営業年度経過後五月以内（外国所在保険持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれ説明書類等の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2・4（略）

（保険持株会社の営業報告書等の記載事項）

第二百十條の十一 法第二百七十一条の十の規定による営業報告書は

書は、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

2 法第二百七十一条の二十六の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号の五によ合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。一～十二（略）り作成しなければならない。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による

七 株式の併合をする場合には、商法第二百二十五条第一項（株式の併合の公告等）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類八～十二（略）

十二 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十條の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第一項第三号に掲げる書類

十四 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

、別紙様式第十五号の四により作成しなければならない。

2 法第二百七十一条の十の規定による附属明細書は、別紙様式第十五号の五により作成しなければならない。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。一～六

七 株式の併合をする場合には、商法第二百二十五条第一項（株式の併合の手続）の規定による公告及び通知の状況を記載した書類八～十二（略）

十三 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の六第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十條の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第三項第三号に掲げる書類

十四 その他法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項(株式の併合の公告等)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類
八～十三 (略)

十四 当該分割により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十五 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三

(保険持株会社に係る分割の認可の申請)

第二百十条の十二の二 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 株式の併合をする場合には、商法第二百五条第一項(株式の併合の手続)の規定による公告及び通知の状況を記載した書類
八～十三 (略)

十四 当該分割により法第二百七十一条の六第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十五 その他法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の十五第三項

項の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 当該営業の譲受けにより法第二百七十一条の第二十一項の承認を必要とする会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第二十二項第三号に掲げる書類

十一 その他法第二百七十一条の第三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の第三十三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の第三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

第三節 雑則

（届出事項）

第二百十条の十四 法第二百七十一条の第三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、若しくは住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止をし

の規定による営業の譲渡又は譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 当該営業の譲受けにより法第二百七十一条の六第一項の承認を必要とする会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第二十二項第三号に掲げる書類

十一 その他法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の第三十三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十五第四項において準用する法第二百七十一条の四第一項に規定する審査について準用する。

（新設）

（届出事項）

第二百十条の十四（新設）

た場合

2| 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三・四 (略)

五 第二百十条の九各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十一条の三十二第二項第一号及び第四号の場合を除く。)

(削除)

七 (略)

八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

2 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(前項

法第二百七十一条の十七第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 転換社債を発行しようとする場合

三・四 (略)

五 第二百十条の九各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十一条の十七第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとする場合

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十一条の十七第二号及び第四号の場合を除く。)

七 その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数の株式等が一の会社により取得又は所有されることとなった場合

八 (略)

九 保険持株会社が法第二百七十一条の九第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

2 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第二百七十一条の十七の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(前項第八号に

第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類（を添付して金融庁長官に提出しなければならない。）

（削除）

（認可の効力に係る承認の申請）

第二百十条の十五 法第二百七十一条の十一項の認可を受けた者は、法第二百七十一条の三十三第一項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2| 法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けた者は、法第二百七十一条の三十三第二項第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3| （略）

（登録の申請）

第二百十二条 法第二百七十六条の規定による登録（次条及び第二百十六条において「登録」という。）を受けようとする者（次条及び第二百十四条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第十

掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書又は前項第九号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3| 法第一条第十四項の規定は、第一項第七号に規定する株式等について準用する。

（認可の効力に係る承認の申請）

第二百十条の十五（新設）

法第二百七十一条の三第一項の認可を受けた者は、法第二百七十一条の十八第一号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2| （略）

（登録の申請）

第二百十二条 法第二百七十六条の規定による登録（次条及び第二百十六条において「登録」という。）を受けようとする者（次条及び第二百十四条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第十六号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第七

四項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第二百十五条において同じ。）に提出しなければならない。

（登録の申請）

第二百十七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第十五項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

（役員又は使用人の届出）

第二百三十六条 損害保険代理店又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（令第四十七条第十四項又は第十五項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（保証金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第二百十五条において同じ。）に提出しなければならない。

（登録の申請）

第二百十七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第八項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

（役員又は使用人の届出）

第二百三十六条 損害保険代理店又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（令第四十七条第七項又は第八項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長又は福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（保証金の全部又は一部に代わる契約の相手方）

第二百二十四条 令第四十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 農林中央金庫

三 商工組合中央金庫

四・五 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)

()がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇九 (略)

九の二 法第七十二条第二項ただし書の規定による保険会社等による議決権の取得等の制限の承認 三十日

一〇八 (略)

一〇七 法第二百七十一条の十一第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

一〇六 法第二百七十一条の十二第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

第二百二十四条 令第四十二条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)により設立された農林中央金庫

三 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)により設立された商工組合中央金庫

四・五 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)

()がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇九 (略)

九の二 法第七十二条第二項ただし書の規定による保険会社等による株式の取得等の制限の承認 三十日

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

2
(略)

2
(略)

別紙様式第 15 号の 2 の 2 (第 205 条第 1 項、第 207 条第 1 項関係)

(日本工業規格 A 4)

保険業法第 271 条の 3 第 1 項に基づく保険議決権保有届出書・
 保険業法第 271 条の 4 第 1 項に基づく変更報告書 (NO.) (イ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印(ロ)
 住所又は本店所在地 (ロ)
 届出又は報告義務発生日 年 月 日(ハ)

第 1 提出者及びその他保有者に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者の総数	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(ニ)	1 連名 2 その他

2 提出者

(1) 提出者の概要(ホ)

1 個人 () 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	

事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
事務上の連絡先 及び担当者名			
電 話 番 号			

(2) 保有の目的(ハ)

保有の目的	
旧保有の目的	

(3) 取得資金(ト)

取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	
-----------	--	-----------	--

その他(具体的に)	
-----------	--

その他金額計(千円)	
------------	--

取得資金合計(千円)	
------------	--

借入金の内訳

(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

3 その他保有者(フ)

(1) その他保有者の概要

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	

フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称				
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地				
旧事業の種類				
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		
	職業	勤務先名称		
		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		代表者役職
		代表者氏名		
	資本金額(百万円)			
事務上の連絡先 及び担当者名				
電話番号				

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

(3) 取得資金

取得資金の内訳

自己資金額(千円)		借入金額計(千円)	
-----------	--	-----------	--

その他(具体的に)

その他金額計(千円)	

取得資金合計(千円)	
------------	--

借入金の内訳

(フリガナ) 名称(支店名)	業 種	(フリガナ) 代表者氏名	所 在 地	金 額 (千円)

			1 取得 2 処分		
			1 取得 2 処分		

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(7)

1 個人 ()		2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ (カタカナ) 商号、名称又は氏名			
フリガナ (カタカナ) 住所又は本店所在地			
フリガナ (カタカナ) 営業所の名称			
フリガナ (カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ (カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ (カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ (カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ (カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
		代表者氏名	
	資本金額(百万円)		

事務上の連絡先 及び担当者名	
電話番号	

2 上記共同保有者の議決権保有割合(リ)

共同保有者が保有する保険会社又は保 険持株会社の議決権の数	(A)
保険会社又は保険持株会社の総株主の 議決権	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$
直前の届出書等に記載された議決権保 有割合	

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者(カ)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	

20 40 60

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合(3)

提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数	(A)
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、保険業法第2条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 保険議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等をもつて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保

有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、保険議決権保有届出書又は変更報告書のいずれか該当しないものを消し、変更報告書である場合には、保険議決権保有届出書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記入すること。

(ロ) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- (1) 届出書等の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書等の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書等の提出に関する一切

の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。

- (2) 届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所又は本店所在地を届出書等の一頁目のみに記入し、押印すること。なお、当該その他保有者及び当該共同保有者が、当該提出者に届出書等の提出に関する一切の行為につき、当該その他保有者及び当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書等 1 通につき 1 通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(H) 届出又は報告義務発生日

保険議決権保有届出書にあつては、総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権の保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があつた日を記載すること。

第 1 提出者及びその他保有者に関する事項

(二) 提出形態

届出書等の提出者が、その他保有者（総株主の議決権の 100 分の 5 を超える議決権を保有するその他保有者に限る。）及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には「1 連名」を で囲み、それ以外の場合には「2 その他」を で囲むこと。

(ホ) 提出者の概要

- (1) 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。保険業法第 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する法人でない団体である場合には、当該団体を保有者として提出せず、業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を「1 個人」の括弧内に記載すること。
- (2) 提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧商号、名称又は氏名」、「旧住所又は本店所在地」、「旧営業所の名称」、「旧営業所の所在地」又は「旧事業の種類」欄に、変更前の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類を記載すること。

- (3) 「営業所の名称」、「営業所の所在地」及び「事業の種類」欄には、当該提出者が事業を行っている場合にのみ記載すること。
- (4) 「事業の種類」欄には、届出書等の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。
- (5) 提出者が個人である場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。
- (6) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (7) 「資本金額」欄には、資本金額又は出資総額を記載すること。
- (A) 保有の目的
 - (1) 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。
 - (2) 保有の目的の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧保有の目的」欄に、変更前の保有の目的を記載すること。
- (B) 取得資金
 - (1) 取得資金（累計）の内訳
 - 届出又は報告義務が発生した日に保有する議決権を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「その他」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、具体的な取得資金を記載すること。
 - (2) 借入金の内訳
 - 「取得資金の内訳」に記載した借入金の内訳について記載すること。「業種」欄には、「銀行」、「長期信用銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等、具体的に記載すること。
- (F) その他保有者
 - その他保有者がいる場合に、「第1 提出者その他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。
- (I) 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合
 - (1) 議決権保有割合は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する議決権の状況により記載すること。
 - (2) 「提出者及びその他保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数」欄には、提出者及びその他保有者が保有する当該提出者がその総株主の議決権の100分の5を超える議決権の保有者である保険会社又は保険持株会社の議決権の数を記載すること。
 - (3) 「その他保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数」欄には、(2)の内数として、その他保有者が保有する当該保険会社又は当該保険持株会社の議決権の数を記載すること。

- (4) 「保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権」欄には、届出又は報告義務が発生した日の当該保険会社又は当該保険持株会社の総株主の議決権を記載すること。
 - (5) 「議決権保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。
 - (6) 「直前の届出書等に記載された議決権保有割合」欄には、変更報告書を提出する場合に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された議決権保有割合を記載すること。
- (Ⅱ) 保険会社又は保険持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 保険業法第271条の4第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合以外の場合にのみ記載すること。
 - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。
 - (3) 「取引又は処分を行った者」欄には、取得又は処分を行った者の商号、名称又は氏名を記載すること。
 - (4) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。
 - (5) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。
- (Ⅲ) 保険会社又は保険持株会社の発行する株式に係る議決権に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- (1) 保険業法第271条の4第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合にのみ記載すること。
 - (2) 届出又は報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、届出又は報告義務が発生した日までの間の議決権の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。
 - (3) 「議決権の数」欄には、取得し、又は処分した議決権の数を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。
 - (4) 「取得又は処分の別」欄は、該当する番号を で囲むこと。
 - (5) 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。た

だし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

- (6) 「単価」欄には、売買により議決権を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により議決権を取得し、又は処分した場合にはその旨を記載すること。

第2 共同保有者に関する事項

(7) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に準じて記載すること。

(7) 上記共同保有者の議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

(a) 提出者、その他保有者及び共同保有者

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

(a) 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

その他保有者又は共同保有者がいる場合に、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の数を合計して、「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合」に準じて記載すること。

別紙様式第15号の2の3(第208条第1項関係)

(日本工業規格A4)

保険業法第271条の5第1項に基づく保険議決権保有届出書・
保険業法第271条の5第2項に基づく変更報告書(№.)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印
住所又は本店所在地
届出又は報告義務発生日 年 月 日

第1 提出者及びその他保有者に関する事項

1 保険会社又は保険持株会社

保険会社又は保険持株会社の名称		提出者、その他保有者及び共同保有者の総数	
本店又は主たる事務所の所在地		提出形態(二)	1 連名 2 その他

2 提出者

(1) 提出者の概要

1 個人 ()	
2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	

フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
事務上の連絡先 及び担当者名			
電 話 番 号			

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

3 その他保有者

(1) その他保有者の概要

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	

事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職 業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

(2) 保有の目的

保有の目的	
旧保有の目的	

4 上記提出者及びその他保有者の議決権保有割合

提出者及びその他保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数	(A)
その他保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数	
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者

1 個人() 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())			
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地			
事業の種類			
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称			
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地			
旧事業の種類			
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)	代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名	
事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号			

2 上記共同保有者の議決権保有割合

共同保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数	(A)
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合(A/B)	(A/B × 100)
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者、その他保有者及び共同保有者

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権保有割合

提出者、その他保有者及び共同保有者が保有する保険会社又は保険持株会社の議決権の数	(A)
保険会社又は保険持株会社の総株主の議決権	(B)
議決権保有割合	$(A/B \times 100)$
直前の届出書等に記載された議決権保有割合	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 「その他保有者」とは、保険業法第3条の2第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定により、提出者が保有するものとみなされる議決権の数のうち、提出者が保有している議決権以外の議決権の保有者をいう。
- (B) 記載事項のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」には、提出者及びその他保有者の議決権の保有状況について記載し、「3 その他保有者」には、その他保有者がいる場合にのみ、その他保有者ごとに別々に、各その他保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、共同保有者ごとに別々に、各共同保有者の議決権の保有状況について記載すること。「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」には、その他保有者又は共同保有者がいる場合にのみ、提出者、その他保有者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。また、その他保有者がいない場合には、この様式のうち「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」に係る部分、共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分、その他保有者及び共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) 保険議決権保有届出書又は変更報告書(以下この様式において「届出書等」という。)の提出者が、その他保有者(総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有するその他保有者に限る。)及び共同保有者全員の委任を受けて当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者全員の届出書等を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者、当該その他保有者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」に記載するとともに、これらの者の議決権の保有状況を一括して「第3 提出者、その他保有者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち当該その他保有者に係る「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「3 その他保有者」及び「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要

しない。

- (D) 変更報告書は、議決権保有割合に百分の一以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、その他保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は保有の目的の変更、提出者及びその他保有者の議決権保有割合の変更、共同保有者の変更又は商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地又は営業所の名称又は営業所の所在地又は事業の種類又は議決権保有割合の変更その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。ただし、保有目的が保険会社又は保険持株会社の営業活動を支配することに変更した場合及び議決権保有割合が百分の十を超えた場合には、別紙様式第 15 号の 2 の 2 により変更報告書を提出すること。なお、他の法令に基づき、上記事項に係る変更の報告等を行っている場合には、当該事項に係る変更報告書を提出することを要しない。
- (E) 変更報告書の提出に当たっては、保険議決権保有届出書の記載事項の全てについて、基準日又は基準日以外の月末の日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄、「3 その他保有者」の「(1) その他保有者の概要」欄又は「第 2 共同保有者に関する事項」の「1 共同保有者」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第 1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「1 保険会社又は保険持株会社」及び「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- (F) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。
- (G) 届出書等に係る訂正報告書については、株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の名称、提出者の商号、氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される届出書等の届出又は報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

2 個別事項

別紙様式第 15 号の 2 の 2 に準じて記載すること。

保険業法第 271 条の 5 第 3 項に基づく届出書・変更届出書(イ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

氏名又は名称 印()
住所又は本店所在地 ()

1 提出者の概要(ハ)

1 個人 2 法人(1 株式会社 2 有限会社 3 その他())	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 営業所の所在地	
事業の種類	
フリガナ(カタカナ) 旧商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の名称	
フリガナ(カタカナ) 旧営業所の所在地	

旧事業の種類				
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		
	職業	勤務先名称		
		勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ)		代表者役職
	資本金額(百万円)	代表者氏名		
	事務上の連絡先及び担当者名			
電話番号				

2 基準日(ニ)

新基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

旧基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

基準日変更の理由(ホ)	
-------------	--

3 提出者の類型(ハ)

1 第 208 条第 2 項第 1 号に該当	2 第 208 条第 2 項第 2 号に該当
3 第 208 条第 2 項第 3 号に該当	

銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ) 商号、名称又は氏名	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) 第 208 条第 2 項第 3 号に規定する銀行等は、その共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- (B) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称又は氏

名に変更があった場合にはすみやかに提出すること。

- (C) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ) 商号、名称又は氏名

- (1) 提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (2) 提出者が、第271条の5第3号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記入し、代表者印を押印すること。

(ハ) 提出者の概要

別紙様式第15号の2の2の「第1 提出者及びその他保有者に関する事項」の「2 提出者」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(ニ) 基準日

基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。

(ホ) 基準日変更の理由

基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(ハ) 提出者の類型

- (1) 提出者が該当する類型の番号を で囲むこと。
- (2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第271条の5第3号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該提出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、第271条の5第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。